

## 第8 こども未来部の補助金について

### 1. こども未来部子育て・青少年課の補助金

#### (1) ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金

##### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 通知書の施行区分（指摘事項22）

第4の第2項参照。

##### (イ) 交付要綱上の暴力団等排除規定の不存在（指摘事項23）

誓約書の提出を求めていること及び要綱に規定がないことにつき、第4の第1項参照。

##### (ウ) 実績報告書の提出期限（意見31）

事業実績報告書の提出期限に関して「補助事業が完了した場合、すみやかに」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

##### (エ) 補助事業の支出の証憑の確認（意見32）

結論：支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

説明：実績報告書には、補助対象事業の歳入歳出決算書が添付されており、同決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容（母親クラブフェスティバル、親子の集い、啓蒙活動などの事業ごとの印刷費、編集通信費、消耗品費等の経費）は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。実績報告書の確認について、支出と領収書等との突合は補助金受領団体に委ねており、県としての確認は行っていない。しかし、領収書等の証憑の確認が行われなければ、補助対象事業にかかる支出の正確性や妥当性の確認、補助対象事業の正確な実態把握は困難であると考えられる。そして、正確な実態把握が困難となれば、補助対象経費をもとに補助金額の算定を行うことが不可能となってしまうかねない。そこで、今後は、支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

##### (オ) 補助対象団体の範囲について（意見33）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定するよりも、補助の要件を定めて、要件を充たす団体に交付するようにすることが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「ぐんま地域活動連絡協議会」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。同協議会は、国の団体の要請によってできた県組織であり、その設立年度は昭和30年3月まで遡る。その後、同協議会は、県単位での子育て支援を行っているが、そのような県単位の組織は、同協議会以外には群馬県内に存在していないものと認識されている。当協議会の活動は、60年以上に及んでおり、多くの実績があることは確かである。しかし、同協議会が「県単位で活動を行っている」といっても、同協議会の加盟団体2

4 団体のうちの 1 4 団体、割合にして 5 8. 3 % は、東毛地域、しかも太田市と邑楽郡大泉町の 2 つの市町（1 0 団体が太田市、4 団体が大泉町）を拠点としている。しかし、群馬県内の児童総数（1 0 万 3 9 9 0 人：平成 2 8 年 5 月 1 日時点）に占める太田市及び大泉町の児童数の割合は、太田市 1 2. 9 %（1 万 3 4 1 8 人）、大泉町 1. 9 %（1 9 6 4 人）である。このような数値からすれば、同協議会の構成も県内の各地域にまんべんなく広がっているわけではなく、要件該当性なしに「県単位で活動を行っている」団体といえるかどうかについても異なる見方もできないわけではない。交付要綱上、本件補助金の対象団体を同協議会に限定するのではなく、交付要件を定めて同団体が要件に該当することを確認する方法に変えることが望ましい。

#### イ. 本件補助金に関する調査結果

##### （ア）本件補助金の目的・趣旨

群馬県内の各地域の児童館などを拠点に活動する「母親クラブ」が集まる、「ぐんま地域活動連絡協議会」が実施する児童の健全な育成と福祉の向上を目的とする事業に対し、補助を行うことが、本件補助金の趣旨・目的である。

##### （イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま地域活動連絡協議会運営補助金交付要綱

##### （ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、「毎年度予算の範囲内で知事が定めることとし、補助限度額は、補助対象事業に要した経費と当該年度予算で決定した補助額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。」と定められている（要綱第 3 条）。明確な算定方法や上限額は定められていない。補助の対象となる範囲は、事業は、「協議会が行う①指導者研修会、②レクリエーション事業、③施設慰問等奉仕活動、④単位クラブの事業活動に対する援助協力、⑤その他地域活動の発展および児童の健全育成と福祉に必要な事業」と定められているが、「経費」の範囲は特に定められていない。

##### （エ）本件補助金の支出先

支出先は、ぐんま地域活動連絡協議会であり、県有施設の貸与はない。同協議会の所在地は群馬県庁内となっているが、同協議会の専従職員が県庁内にいるわけではない。

本件補助金は、同協議会が行う事業に対して補助するものであり、他の支出先は想定していない。今後、同協議会の他に、県単位で活動をする団体ができた場合には、その際に、補助金を交付するか否かにつき、判断を行うことになるが、現状では特にそのような動きはない。補助事業の遂行能力については、昭和 3 0 年から、子育て支援事業を実施してきたという実績に基づいて、検討している。

##### （オ）本件補助金の算定方法・財源等

交付金額は「予算の範囲内」で定められており、算定根拠などは定められていない。特定財源のうち、地域福祉基金の利子収入を充てている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和55年度に開始され、36年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業実績報告書は、事業完了後、すみやかに、提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書添付の収支決算書を確認する方法により、目的外使用がないことの確認を行っている。会計報告が行われる同協議会の総会には、担当部署の職員が出席している。

成果指標等は設けていないため、具体的な効果について評価は行っていないが、補助金受領団体がどのような事業を実施しているのかについては確認を行っている。補助金受領団体は、運動会や発表会、ワークショップなどを開いているが、そのような事業の実施によって、地域の子どもたちの健全育成、母親クラブ相互間の交流が図られることが、本件補助金の交付により期待される効果であると考えている。

(2) 群馬県認可外保育施設支援補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項24)

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限(意見34)

事業実績報告書の提出期限に関して「事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき(要綱第11条)、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

目的は入所児童の処遇向上を図ることである。事業等の内容は、認可外保育施設における保育士配置の充実、入所児童の健康診断の実施及び施設・設備の改修事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県認可外保育施設支援補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

算定方法は、事業ごとに、基準額、補助率、対象経費が定められており（要綱第7条）、①基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額を選定し、②①により選定された額に補助率を乗じて得られた額と市町村が補助した額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない方の額を交付額とすることとされている。

(エ) 本件補助金の支出先

- ① 直接の支出先：該当市町村（平成27年度は伊勢崎市、太田市、藤岡市、みどり市の4市）
- ② 間接補助事業者：認可外保育施設設置事業者（伊勢崎市2者、太田市1者、藤岡市1者、みどり市1者）

支出先ないし間接補助事業者への県有施設の貸与はない。

本件補助金の受領主体は、認可外保育施設設置事業者ではなく、認可外保育施設が所在している市町村である。これは、保育の実施主体は市町村であり、本件補助金は市町村の補助を前提としており、市町村が補助すると判断した認可外保育施設に対してのみ、補助金を交付するためである（なお、中核市（前橋市及び高崎市）については、中核市が認可外保育施設に対する指導監督権限を有しているため、中核市内にある認可外保育施設に県は補助金を交付していない。）。市町村が補助するとして申請があった認可外保育施設については、全て補助金が交付されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。本件補助金は、事業費補助であり、その事業が当初の予定どおりに実施されることを、補助金の支出の効果として検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年度に開始され、15年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	18,122	13,313
平成24年度	15,084	11,085
平成25年度	12,950	11,190
平成26年度	12,553	11,831
平成27年度	8,444	3,590

平成27年度に補助金額が激減した理由は、国による新たな子ども子育て支

援制度が開始されたためである。

国の新たな制度に基づき、平成27年度から認定こども園となった施設が3施設あるが、それらの施設に対しては、本件補助金とは別に公的な給付がなされることになったため、本件補助金の支出は行っていない。また、平成27年度から、地域型保育給付を受けることのできるようになった施設も1施設ある。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助及び設備・施設整備の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先及び間接補助事業者への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

市町村から提出される実績報告書により、目的外使用の有無を調査・確認している。また、本件補助金の間接補助事業者である認可外保育施設に対しては、毎年現地調査を行っている。期待される効果は、補助金の交付によって保育士配置の充実が図られること、入所児童に対する健康診断が実施されること及び施設・設備の改修事業がなされることである。具体的な成果指標は定めていない。

(3) 群馬県保育士養成所費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項25）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見35）

事業実績報告書の提出期限に関して「事業完了後1か月以内又は翌年度4月8日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第9条）、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「児童福祉施設等における保育士の職種の重要性にかんがみ、資質の高い保育士を養成確保するために、保育士養成施設の事業費等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。」と定められている。補助金の交付の対象となる事業は、児童福祉法に規定する社会福祉法人が設置する保育士養成施設の運営事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県保育士養成所費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

交付要綱第3条によれば、補助金の交付額は、下表の「第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から当該事業に係る収入額（ただし、授業料収入を除く。）を控除した額を比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額」と定められている。

1 基準額	2 対象経費
1 及び 2 の合算額 1 1 か所あたり年額 15,650,000円×箇所数 2 生徒1人あたり年額 11,810円×生徒数 （生徒数は、当該年度当初における学生定員又は現員のいずれか少ない方とする。）	保育士養成事業に必要な給料、職員手当等、共済費、公務災害補償費、謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、食糧費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

補助金受領団体では、保育士の資格のみならず、幼稚園教諭免許（第2種）の取得も可能であるが、幼稚園教諭の養成事業は、本件補助金の対象外であり、幼稚園教諭養成にかかる経費は対象外となっている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は社会福祉法人三吉であり、県有施設の貸与はない。

本件補助金は、社会福祉法人が設置する保育士養成施設に対する補助金であり、群馬県内には社会福祉法人が設置する保育士養成のための専門学校は、社会福祉法人三吉の設置する大泉保育福祉専門学校以外には存在しない。また、学校法人が設置する保育士養成のための専門学校には、本件補助金とは別に、私立学校教育振興費補助金が交付されている（担当部署は総務部学事法制課）。補助事業者は、昭和49年4月から、40年以上専門学校の運営事業を行い、多数の卒業生を輩出している。このような過去の実績からして、補助事業の遂行能力は十分にあると考えている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和52年度に開始され、39年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	9,313	8,905
平成24年度	9,331	8,870
平成25年度	9,207	8,994
平成26年度	9,207	8,988
平成27年度	9,071	8,881

学生数が年々減少しているため、補助金交付額も減る傾向にある。現在、補助金受領団体には、夜間に通学する二部が設けられているが、平成29年3月をもって廃止される予定であるため、平成29年度以降の補助金交付額は更に減少する見込みである。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1か月以内、又は翌年度4月8日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている（要綱第9条）。

(サ) 本件補助金の事後点検

担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、対象経費の確認や学生の在籍簿の確認等を行い、目的外使用のないことを調査・確認している。具体的な成果指標は設けられていないが、補助金の交付により期待される効果は、補助金受領団体に通学する生徒が支払う学費が、私立学校教育振興費補助金を受けている私立の専門学校と同程度となることである。

(4) 青少年保護育成対策推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出期限（意見36）

事業実績報告書の提出期限に関して「翌年度4月30日まで」と定められていることにつき（要綱第9条）、第4の第6項参照。

(イ) 成果目標による補助金の有効性・必要性の検証（意見37）

結論：具体的な成果指標を設けて効果の測定を行い、補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

説明：本件補助金交付の目的・趣旨は、補助金の交付によって青少年の保護育成に関わる啓発、非行少年の援助活動が行われることである。しかし、実際に本件補助金によって行われているのは、同団体の会報の発行であり、会報が県内外に配布されることによって、青少年の保護育成に関わる啓発や非行少年の援助活動との関係で、どのような効果が生み出されているのかは不明である。今後は、具体的な成果指標を設けて効果の測定を行い、補助金の有効性・必要性を検証すべきである

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「群馬県更生保護女性連盟の行う青少年保護育成推進事業に対し、

補助金を交付している。交付の目的・趣旨は、補助金の交付によって青少年の保護育成に関わる啓発、非行少年の援助活動が行われることである。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、青少年保護育成推進事業補助金交付要綱、群馬県青少年健全育成条例

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

算定方法や上限額は定められていない。補助対象経費は、「①青少年の保護育成に係わる啓発及び指導、②非行少年の補導及び援助活動、③社会環境の浄化活動」の3つの事業にかかる「報償費、旅費、需用費、役務費」と定められている（要綱第3条）。補助の割合は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県更生保護女性連盟であり、県有施設の貸与はない。

本件補助金は、青少年保護育成推進事業に対するものであるが、その補助金の受領主体は、同連盟に限定されている（要綱第1条）。同連盟は、少年の非行防止や非行少年の立ち直りのための活動等を、県内各地域や少年鑑別所等にて実施している。その活動は無償で、同団体の会員のボランティアにより行われているが、同様の活動をする団体は、群馬県内には存在しない。補助金受領団体は、60年近く活動を行っており、補助事業の遂行能力は十分にあると考えている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。特に成果指標等の設定はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和42年度に開始され、49年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	100	100
平成24年度	100	100
平成25年度	100	100
平成26年度	100	100
平成27年度	100	100

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度4月30日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと



とされている。実績報告書に添付して提出される会計決算書及び領収書の写しを確認することにより、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

本件補助金は、補助金受領団体の会報の印刷費を補助するために交付している。団体の会員は、「地域の母親」という立場で、県内の小中学校を訪問し、非行防止や薬物乱用防止の啓発活動などを行っているが、会報は、その毎年の取組を県内外に知らせる目的で発行されている。会報が毎年発行されていることが、効果であると考えており、実際に発行された会報の内容及び会報の印刷費用を確認することにより、目的外使用のないことを確認している。具体的な成果指標等は設けていない。

(5) 青少年育成総合推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団でないことの誓約書（指摘事項26）

誓約書の提出を求めていることと要綱に規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見38）

事業実績報告書の提出期限に関して「事業完了後1か月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第11条）、第4の第6項参照。

(ウ) 成果指標を設定した事業評価（意見39）

結論：具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助基準額の見直しの際に役立てるべきである。

説明：本件補助金に関しては、具体的な成果指標は特に設けられていない。本件補助金の目的は、青少年の健全育成を目的とする青少年育成総合推進事業の展開を図り、地域の実情を踏まえた取組を総合的に推進することであり、取組の推進がどの程度図られたかを具体的に測定することが、困難であることは否定し得ない。

しかし、補助対象事業を担う青少年育成推進員は、県知事及び市町村長の委嘱を受けて、青少年の健全育成のために、各地域において、日々活動を行っている。活動状況は様々であり、年数回のパトロール等しか実施していない市町村もあれば、子どもたちを対象としたキャンプや料理教室、お祭りを企画・実施している市町村もある。このような事業実施の実情を踏まえれば、現状における実施事業への参加人数、青少年育成推進員の具体的な活動状況、青少年育成推進員1人あたりの平均活動日数や平均活動実費などを把握し、それらの数値をもとに具体的な成果指標を設定していくことは十分に可能である。

県として、速やかに実態の把握に務め、具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助基準額の見直しの際に役立てるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

目的は、当該事業の展開を図り、地域の実情を踏まえた取組を総合的に推進することであり、事業等の内容は、青少年の健全育成を目的とする青少年育成総合推進事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、青少年育成総合推進事業補助金交付要綱、群馬県青少年健全育成条例

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助対象事業は、青少年育成推進員活動と青少年補導センター補導員会連絡協議会運営事業である。補助金の算定方法は、基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た範囲内の額を交付すると定められている（要綱第4条）。基準額は、青少年育成推進員活動については青少年育成推進員1人あたり年1600円、青少年補導センター補導員会連絡協議会については1協議会あたり年10万円と定められている。

補助金の交付対象者は、申請に先立ち、まず、事業実施協議書を作成して子育て・青少年課長と協議を行うこととされており（要綱第5条）、子育て・青少年課長は、協議内容を審査してその結果を対象者に対して通知することとされている（要綱第6条）。そして、協議結果に基づき、補助金交付申請を知事に対してすることができるとされている（要綱第7条）。

(エ) 本件補助金の支出先

直接の支出先は、市町村、群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会であり、その先の間接受領者は、青少年育成推進員、青少年補導員である。交付先等への県有施設の貸与はない。

本件補助金の交付対象となる補助事業者は、要綱第2条により、①市町村、②公益法人、③特定非営利活動法人、④上記に準ずるもので、地域の実情に応じ、適切に補助事業を実施できると認められる団体等とされている。現在補助対象事業を実施している団体は、市町村のほかには群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会しかない。そして、現在補助対象事業を実施しているそれらの団体に対しては、すべて補助金を支出している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

群馬県知事による青少年育成に関する推進員の委嘱は、昭和40年から行われており、本件補助金と同様の補助金は昭和40年から存在していた。当時は、青少年育成推進員ではなく、「青少年育成補導推進員」として委嘱されており、青少年の健全育成のための活動だけではなく、青少年の補導活動も行っていった。平成17年4月1日に、「青少年育成推進員」と「青少年補導員」が別途委嘱されることになったため、平成17年度から、新たに、青少年育成推進員の活動を補助する本件補助金が開始され、11年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	6,200	6,130
平成24年度	6,162	6,039
平成25年度	4,950	4,879
平成26年度	4,950	4,721
平成27年度	4,896	4,865

補助基準額は、平成25年度から、1人あたり年2000円から1人あたり年1600円に引下げられている。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。青少年育成推進員は、県知事だけでなく、各市町村長からの委嘱も受けて、地域の実情に応じて青少年の健全育成のための活動を実施しているが、無給である。そして、推進員の活動にかかる経費も、基本的には推進員自らの負担によっているが、その負担の軽減のため、県では推進員に対して1人あたり年1600円の補助金を交付している。しかし、その金額で1年間の活動費を賄うことができないため、各市町村からも、補助金の支給をして、推進員らの負担軽減を図っている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度である。

(コ) 実績報告書

事業完了後1か月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

各市町村から提出される事業実績報告書の内容を確認し、目的外使用のないことを確認している。報告書は市町村から提出されており、報告書の内容を確認する以上の調査・確認は行っていない。具体的な成果指標は定められていない。毎年、各市町村において、地域の実情に即した事業が実施されていることが、効果であると考えている。

(6) 群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付要綱上の暴力団等排除規程の不存在 (指摘事項27)

第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限 (意見40)

事業実績報告書の提出期限に関して「翌会計年度の4月20日まで」と定められていることにつき (要綱第7条)、第4の第6項参照。

(ウ) 成果指標を設定した事業評価 (意見41)

結論：具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助金額の見直しの際に役立てるべきである。

説明：本件補助金に関しては、具体的な成果指標は特に設けられていない。しかし、担当部署においては、補助金受領団体である群馬県青少年育成推進会議が普及啓発活動を行っている標語「おぜのかみさま」の認知率や、同推進会議が主催する「少年の主張群馬大会」への参加者数・県内の中学生全体に占める参加率等を把握していた。また、同推進会議は、その他にも、研修会を年に数回（平成27年度においては2回）実施するなどしているが、その参加人数等については、担当部署が事務局となっているため把握しているが、同推進会議から提出された事業実績報告書には記載されていなかった。「青少年の健全な育成」という最終命題との関係で、補助金の効果を測定するのは困難であると考えられるが、すでに担当部署において把握している標語の認知率、少年の主張群馬大会への参加者数・参加率や、その他、研修会への参加者数等を具体的な成果指標として設定し、事業評価を行うことは十分に可能であると考えられる。本件補助金は、補助金受領団体の活動に変化がないにもかかわらず、県の財政の影響を受けて、平成23年度から平成26年度にかけて、段階的に合計101万8000円引下げられている。今後も、活動状況とは無関係に、補助金額の引下げが行われれば、これまで十分に成果を挙げている活動さえも実施が困難となる事態が生じかねない。そのような事態が生ずることを避けるため、今後は、担当部署において、具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助金額の見直しの際に役立てるべきである。

#### イ．本件補助金に関する調査項目

##### （ア）本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、青少年育成県民運動の推進を図ることであり、事業等の内容は、群馬県青少年育成推進会議が行う青少年育成県民運動推進事業である。

##### （イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金交付要綱、群馬県青少年健全育成条例。

##### （ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「推進会議が行う青少年育成県民運動推進事業に要する経費」に対し、「予算の範囲内において」補助金を交付すると定められているのみで（要綱第2条）、算定方法や上限額は定められていない。要綱上、対象となる事業は「群馬県青少年育成推進会議が行う青少年の健全育成に必要な諸事業」と定められているだけで、経費の範囲については定められていない。

##### （エ）本件補助金の支出先

直接の交付先は群馬県青少年育成県民運動推進会議であり、間接受領者は青少年育成推進員である。

交付先への県有施設の貸与があり、賃貸借である。

本件補助金の受領主体は、同推進会議に限定されている（要綱第1条）。そ

のため、同様の支出の対象となり得る相手先等は存在し得ない。また、同推進会議は、県内の各地区の青少年育成推進員連絡協議会の会長が集まり、県域全体としての青少年育成活動を担う団体である。県知事及び各市町村の委嘱を受けた県内約3000人の青少年育成推進員は、全員が各地区の青少年育成推進員連絡協議会に所属しており、同様の事業を行う団体は、実質的にも同推進会議以外には存在していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。これまでの実績に基づいて、交付決定前にも、支出の効果につき、検討している。青少年がインターネットを安全かつ安心に利用するための標語「おぜのかみさま」は、県の担当部署がリーフレットを作成し、群馬県青少年育成推進会議が中心となって普及を進めてきた標語であり、徐々に認知率が向上している。現在では、群馬県警とも協力して、「おぜのかみさま」の標語の普及活動を行うまでに至っている。また、同推進会議は、「少年の主張群馬県大会」を毎年主催しており、平成27年度は、県内の中学校全体の91.1%にあたる173校から、約5万人（参加率84.9%）の生徒が参加している。これは、他の都道府県と比較して、非常に高い参加率である。これまでの実績からして、以上のような効果が出ていることを踏まえて、交付決定を行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、35年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,318	3,318
平成24年度	3,000	3,000
平成25年度	2,700	2,700
平成26年度	2,300	2,300
平成27年度	2,300	2,300

平成23年度から平成24年度にかけて31万8000円、平成24年度から平成25年度にかけて30万円、平成25年度から平成26年度にかけて40万円と、3年で合計101万8000円の段階的な引下げを実施した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。本件補助金は、県域全体において活動を行う団体に対する補助金であり、市町村には同じ目的の補助金は存在していない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌会計年度の4月20日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体に対して抜き打ちで監査を行い、補助金の目的外使用のないことを調査・確認している。補助金受領団体の事務局長は、担当部署であることも未来部子育て・青少年課長であるが、支出に関しては、県と同様のチェックを行っている。旅費に関しても、県の規程と同様の方法で算定するよう求めており、そのように算定・支出されていることを確認している。具体的な成果指標は定められていない。

(7) 群馬県青少年団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付要綱上の暴力団等排除規定の不存在（指摘事項28）

誓約書の提出を求めていること及び要綱に規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見42）

事業実績報告書の提出期限に関して「翌年度の4月10日まで」と定められていることにつき（要綱第10条）、第4の第6項参照。

(ウ) 補助金交付の相手先の明確化（意見43）

結論：「知事が認める青少年団体」とは、いかなる団体を指すのか、要綱上明確にした上で、本件補助金の情報を、県内に幅広く告知するべきである。

説明：本件補助金の相手先は、「知事が認める青少年団体」に限定されている（要綱第1条）。しかし、いかなる団体が「知事が認める青少年団体」に該当するのかに関する定めは、要綱には存在しない。要綱外にも定めはなく、現在、補助対象事業を実施する「知事が認める青少年団体」は、本件補助金の交付を受けている群馬県青少年団体連絡協議会（以下「協議会」という。）及び群馬青友会（以下「青友会」という。）である。それらの団体に対しては、交付申請前に内示をしており、その後、それらの団体から正式に申請を受けることにより、「知事が認める青少年団体」と認定されている。しかし、このような運用方法では、要綱上は相手先が協議会及び青友会の2団体に限定されているわけではないにもかかわらず、限定されていると受け取られかねないので、「知事が認める青少年団体」とは、いかなる団体を指すのか、要綱上できるだけ明確にした上で、本件補助金の情報に県民がアクセスできるよう工夫することが望ましい。

(エ) 補助対象事業の明確化（意見44）

結論：要綱第2条の柱書を、「補助対象事業は、次のいずれの要件も満たすものとする。」などの表現に改め、補助対象事業の明確化を図るべきである。

説明：本件補助金の対象事業は、要綱第2条に、以下のとおり定められている。

(補助金対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全県的または広域的にわたるものであること。

(2) 青少年の健全育成上成果が期待できるものであること。

この定めからだけでは、(1) 又は (2) のいずれかに該当すれば補助金対象事業となるのか、それとも (1) 及び (2) のいずれの要件も満たさなければ補助金対象事業とはならないのか、判然としない。実際には、補助対象事業となるには、(1) 及び (2) のいずれの要件も満たす必要があるが、現在の定め方では、そのような内容は必ずしも明らかでない。そこで、要綱第2条の柱書を、「補助対象事業は、次のいずれの要件も満たすものとする。」などの表現に改め、できるだけ補助対象事業の明確化を図るべきである。

(オ) 類似する補助金の相互関係の整理 (意見45)

結論：青少年の教育・健全育成に関する2つの補助金の相互関係を整理し、より明確な形で相互の役割を設定すべきである。

説明：群馬県においては、「青少年」に関連する団体に対する補助金として、県教育委員会所管のものと同ども未来部所管のものが存在している。元々、「青少年」行政はすべて教育委員会の所管であったところ、平成12年に「青少年こども課」が新たに設立され、「青少年健全育成」に関する分野については教育委員会の所管から切り離され、知事部局となり、健康福祉部青少年こども課(現こども未来部子育て・青少年課)が担当することになったという経緯がある。そして、その際、「社会教育」に関連する補助金は、教育委員会の所管として残され、(一社)ガールスカウト群馬県連盟、日本ボーイスカウト群馬県連盟及び(公社)群馬県子ども会育成連合会に対して交付されてきた。ここで、両補助金につき検討するに、教育委員会所管の補助金の名称は「社会教育(青少年教育)関係団体事業費補助」、こども未来部所管の補助金の名称は「群馬県青少年団体補助」であるところ、そのそれぞれの補助金の対象者及び対象事業は、下表のとおり、若干、異なっている。

	補助対象者	補助対象事業
社会教育 (青少年教育)関係 団体事業 費補助	(1) 社会教育法第10条の規定による社会教育(青少年教育)関係団体(青少年とは概ね30歳未満の者を指す) (2) その他、県教育委員会教育長が認める団体	(1) 全県的又は、広域にわたるものであること。 (2) 社会教育(青少年教育)上の成果が期待できるものであること。
群馬県青少年 団体 補助	知事が認める青少年団体	(1) 全県的または広域的にわたるものであること。 (2) 青少年の健全育成上成果が期待できるものであること

いずれの補助金も、「青少年」を対象としたものであり、異なっているのは、補助対象事業の（２）である。教育委員会所管の補助金は「社会教育（青少年教育）上」の成果が、こども未来部所管の補助金は「青少年の健全育成上」の成果が期待できるものとされている。しかし、「社会教育（青少年教育）上」の成果と、「青少年健全育成上」の成果を、明確に区別することは難しい。その一例として、こども未来部所管の補助金を受領している群馬県青少年団体連絡協議会には、教育委員会所管の補助金を受領している（一社）ガールスカウト群馬県連盟、日本ボーイスカウト群馬県連盟及び（公社）群馬県子ども会育成連合会が加入していることが挙げられる。現在は、どの青少年関係団体が、どちらの部局から補助金の交付を受けているか、担当の部局において把握できている。しかし、今後、群馬県内において、新たな青少年関係団体が組織された場合に、どちらの補助金の交付を求めることができるのか、そもそも交付を求められるのか、分かりにくくなってしまふ虞もある。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第12号では、教育委員会の職務権限として「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」と規定されており、「青少年教育」を教育委員会が所管することには根拠がある。その一方で、結婚から出産、子育て、青少年施策を教育委員会に比して制度上の制約が少なく機動的に施策を行うことができる知事部局において切れ目無く支援するためには、「青少年健全育成施策」を、知事部局の一部門である、こども未来部で所管する実務上の必要性があることも理解できる。

しかし、両者の境界は明確に設定しておかないと、青少年の教育や育成に関して、知事部局から独立性の高い教育委員会を設け、公権力による社会教育への介入に制限を設けている我が国の教育委員会制度の趣旨潜脱に繋がる虞もないとも言い切れない。

そこで、上記2つの補助金については、それぞれに異なる役割をより一層明確に設定し、利用者に分かりやすく、教育委員会制度の趣旨を損なわないものであることが外部からも容易に把握できるように整理されることが望ましい。

#### イ. 本件補助金に関する調査結果

##### （ア）本件補助金の目的・趣旨

知事が認める青少年団体の行う活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている。交付の目的は青少年の健全育成を図ることである。

##### （イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県青少年団体補助金交付要綱

##### （ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「知事が認める青少年団体の行う活動」に対し、「予算の範囲内で、知事が定める額」と定められているのみで（要綱第1条、第4条）、算定方法や上限額は定められていない。補助対象事業は「全県的または広域的にわたるものであること」、「青少年の健全育成上成果が期待できるものであるこ



と」とされており（要綱第2条）、補助対象経費はそれらの事業の実施に要する経費のうち、「報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料」と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県青少年団体連絡協議会と群馬青友会であり、県有施設である群馬県青少年会館が貸与されている。群馬県青少年会館を運営しているのは(公財)群馬県青少年育成事業団であるが、補助金受領団体である2団体は、いずれも、青少年育成事業団に出資している。協議会には、群馬県青少年会館を拠点として活動する14の青少年団体が加盟しており、それらの各団体の活性化のため、各団体が互いに連絡を取り合うことのできる場を提供している。また、青友会は、協議会に加盟する団体の1つであるが、同団体は、内閣府が主催する青少年の国際交流事業に日本の代表として参加した青少年が所属し、交流の内容を地元フィードバックすることをその主な活動としている。

本件補助金の受領主体は「知事が認める青少年団体」とされており、特に限定されていないため、他の団体でも、本件補助金の支出の相手先となり得る。しかし、「知事が認める」ための要件は特に定められていない。なお、当該2団体のほかに、全県的に青少年の健全育成を図るための活動をしている団体としては、日本ボーイスカウト群馬県連盟、(一社)ガールスカウト群馬県連盟及び(公社)群馬県子ども会育成連合会があるが、それらの団体に対する補助金は、教育委員会が所管している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成12年度に開始され(協議会及び青友会に対しては、昭和42年度から補助金を交付しており、平成12年度に現在の要綱となった)、16年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度である。

(コ) 実績報告書

翌年度4月10日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている（要綱第10条）。実績報告書とともに、領収書の原本の提出を受け、実績報告書添付の領収書の写しと突合することにより、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

具体的な成果指標は定められていない。しかし、本件補助金の交付により、同協議会の活動が活発になり、ひいては同協議会に加盟する各団体の活性化につながるという効果がある。また、青友会に対する補助金の支出は、青少年が国際交流事業に参加した体験を地元フィードバックすると共に、そうした活動を通じて、群馬県における優秀な人材確保という効果が期待できるものと考えられている。

2. こども未来部児童福祉課の補助金

(1) 群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項29）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の受領時期（指摘事項30）

結論：本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から1か月以内に、事業実績報告書の提出を受けるようにすべきである。

説明：本件補助金の事業実績報告書は、「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に提出することとされている（要綱第6条）。平成27年度の実績報告書は、平成28年4月8日に提出されているが、本件補助金の対象事業である研修事業及び球技大会は平成28年3月2日には完了している。事業が完了した平成28年3月2日から1か月以内に実績報告書を提出するよう求めるべきであると考えられるが、補助金の対象事業の実施日が毎年変動するため、年度末である3月31日を「補助事業が完了したとき」と捉え、翌年度の4月10日までに事業実績報告書の提出を受けている状況である。

そこで、今後は、本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から1か月以内に、事業実績報告書の提出を受けるようにすべきである。また、事業が完了した日から1か月以内に事業実績報告書の提出を受けることが困難な事情があるのであれば、要綱を改正し、事業完了の日から起算して事業実績報告書の提出期限を設けることをやめ、提出期限を一律に「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月10日」とするのが望ましい。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見46）

事業実績報告書の提出期限に関して「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

(エ) 補助金対象事業の支出に関する証憑の確認（意見47）

結論：支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

説明：補助金対象団体から提出される実績報告書には、本件補助金の対象事業の決算書が添付されており、同決算書には支出の項目やその大まかな内容（研修会弁当代、研修会場・運動場利用料、茶菓子代等）は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。現状においては、どのような費目にいくら支出したのかについて担当部署が口頭にて説明を求めているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。しかし、領収書等の証憑の確認が行わなければ、補助対象事業にかかる支出の正確性や妥当性の確認、補助対象事業の正確な実態把握は困難であり、今後、対象事業にかかる経費をもとに補助金の額の算定を行うことが不可能となってしまうかねない。そこで、今後は、支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、児童養護施設等職員の処遇技術の向上等、県内児童養護施設・児童自立支援施設入所児童の体力づくりや相互の交流であり、事業等の内容は、群馬県児童養護施設連絡協議会（以下「協議会」という。）が実施する児童養護施設当職員の研修事業及び県内児童養護施設・児童自立支援施設入所児童の球技大会の事業とされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「協議会が行う研修事業及び球技大会に要した費用」に対し、「予算の範囲内において、知事が定めた額」と定められているのみで、算定方法や上限額は定められていない。対象事業は「協議会が行う研修事業及び球技大会」と定められているが、その経費の範囲は定められていない（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県児童養護施設連絡協議会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の受領主体は、協議会に限定されている（要綱第1条）。県内には、児童養護施設が8施設、乳児院が3施設、情緒障害児短期治療施設が1施設、児童自立支援施設が1施設、自立援助ホームが1施設あるが、そのすべての施設が協議会に加盟している。そのため、県内には、同協議会以外に同様の団体は存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。これまで継続して実施されてきた実績に基づき、交付決定前にも、支出の効果を検討している。児童養護施設等職員の処遇技術の向上や、入所児童の体力づくり・相互の交流に役立っていると考えている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年度に開始され、22年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度である。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に、知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び同報告書に添付された書類の内容を確認し、目的外使用のないこと等を確認している。また、球技大会には県の担当者が必ず参加し、児童養護施設等職員の研修にも可能な範囲で県の担当者が参加して実施状況の確認が行われている。

事業の性質上、目に見える効果が期待できるものではないため、特に事後的な評価は行っていない。

(2) 群馬県里親の会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分(指摘事項31)

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について(指摘事項32)

誓約書の提出を求めていることと要綱上規定がないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限(意見48)

事業実績報告書の提出期限に関して「補助事業が完了したときは、その日か

ら1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

（エ）補助金対象事業の支出に関する証憑の確認（意見49）

結論：支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

説明：補助金対象団体から提出される実績報告書には、本件補助金の対象事業の歳入歳出決算書が添付されており、同決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容（弁当代、飲み物代、茶菓子代、交通費、里子里親相互交流研修事業宿泊費等）は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。現状においては、内容が不明な点に関して担当部署が説明を求めるなどしているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。しかし、領収書等の証憑の確認が行われなければ、補助対象事業にかかる支出の正確性や妥当性の確認、補助対象事業の正確な実態把握は困難であり、今後、対象事業にかかる経費をもとに補助金の額の算定を行うことが不可能となってしまうかねない。そこで、今後は、支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。

（オ）支出項目の確認について（意見50）

結論：支出の項目に関し、不明なものは確認をした上で、確認内容は事後的に把握できるよう書面に残しておくべきである。

説明：実績報告書には、補助対象事業の歳入歳出決算書が添付されており、同決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容が記載されている。その中には、「カウンター兼パフォーマンスチャージ費」という支出や、「SBIリーダー研修」という、「里親」の内容が不明確な研修費も計上されているが、担当部署ではどのような費目にいくら支出したのかについて口頭にて説明を求めているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。対象事業の経費について、正確に把握しておかなければ、今後の補助金額の見直し等を行うことが困難となってしまう。そこで、今後、対象事業の支出に関しては、不明なものについてはその都度確認し、確認した内容は事後的に把握できるよう、聴取内容を書面に残すなどしておくべきである。

イ．本件補助金に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、群馬県里親の会の健全な育成を図ることであり、事業等の内容は、群馬県里親の会（以下「里親の会」という。）が行う事業とされている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県里親の会補助金交付要綱

（ウ）本件補助金の決定過程の概要

補助額は、「会が行う事業に要した経費」に対し、「予算の範囲内で、知事が定める額」と定められているのみで（要綱第2条）、算定方法や上限額は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は里親の会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の受領主体は、交付要綱上、里親の会に限定されている。また、現在、群馬県内では、135組が里親として登録しているところ、96組が里親の会に加盟している。加盟していない39組は、親族里親や、すでに特別養子縁組が成立しているためであり、他の団体を立ち上げているなどの事情はない。そのため、同様の支出の対象となり得る相手先は群馬県内に存在していない。

(オ) 補助金・交付金の金額

補助金の額は、「予算の範囲内」で、知事が定めることとされている（要綱第2条）。具体的な算定根拠はない。財源は特定財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和43年度に開始され、48年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,000	1,000
平成24年度	1,000	1,000
平成25年度	1,000	1,000
平成26年度	1,000	1,000
平成27年度	1,000	1,000

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている（要綱第6条）。

(サ) 事後点検

実績報告書及び同報告書に添付された書類の内容を確認し、目的外使用のないこと等を確認している。具体的な効果は定めていないが、会に補助金を支出することにより、里親相互間の交流や、里子の支援に役立っている。成果指標等は設けていないため、具体的な効果についての評価はしていないが、補助金受領団体が実施した事業の内容は必ず確認を行っている。